

令和4年度第1回秋田市社会福祉審議会会議録

日 時：令和4年5月24日(火) 午前9時30分～午前10時20分

場 所：秋田市役所正庁

出席者：委員31名（正委員52名中31名）

傍聴者なし

欠席者：泉谷和人委員、稲見育大委員、九島武博委員、小林崇之委員

佐々木亮次委員、田中千晴委員、中川聖子委員、若松あすか委員

（以上児童専門分科会：8名）

石垣智委員、伊藤司委員、小田嶋郁夫委員、佐々木明美委員

成田将輝委員、三浦雅子委員、毛内嘉威委員

（以上障がい者専門分科会：7名）

菊地雅明委員、熊谷肇委員、佐々木真委員、萩原智代委員

（以上高齢者専門分科会：4名）

上村清正委員、黒崎義雄

（以上地域福祉専門分科会：2名）

主な説明や意見

【委員長選出】

（事務局）

委員長の選出は、社会福祉法第10条の規定により、委員の互選によって定めることとなっている。

どなたか、委員長のご推薦をお願いします。

（三浦委員）

前の委員長が秋田大学医学部長であった尾野委員だったため、後任の医学部長である羽渕委員を委員長に推薦する。

（委員）

異議なし（拍手あり）

（事務局）

異議がないことから、羽渕委員に秋田市社会福祉審議会委員長をお願いすることとし、社会福祉法第10条の規定により、会務を総理するとされている委員長に、議事の進行をお願いします。

（羽渕委員長）

（羽渕委員長就任あいさつ）

【副委員長の指名】

- (羽渕委員長) 秋田市社会福祉審議会運営要綱第2条の規定により、副委員長は委員長が指名することとされている。前任の副委員長が秋田大学大学院教育学研究科に所属していた原委員であったため、原委員の後任である前原委員を指名する。異議はないか。
- (委員) 異議なしの声あり
- (羽渕委員長) それでは、前原委員に願います。

【専門分科会の指名】

- (羽渕委員長) 社会福祉法施行令第2条第1項および秋田市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の専門分科会に属すべき委員は、委員長が指名することとされている。
- 5つの専門分科会については、会議資料1ページから2ページの「社会福祉審議会委員名簿」の「専門分科会」の欄のとおり指名する。
- また、地域福祉専門分科会および民生委員審査専門分科会のうち、他の専門分科会との兼務の委員は、名簿の「兼務」の欄のとおり指名する。

【令和4年度当初予算の概要について】

- (事務局) ※会議資料4ページから24ページにより説明
- (羽渕委員長) 今説明のあった報告について、質問や意見はあるか。
- (委員) 質問や意見なし

【その他：各専門分科会の予定について】

- (事務局) 各専門分科会については、別日の開催となっている。後日各担当課から案内を郵送する。

以上